

知事部局
 労働委員会事務局
 収用委員会事務局

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(建設委員会規程の一部改正)

第1条 建設委員会規程(昭和30年岩手県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第5条に規定する部局等(県土整備部、 <u>復興局</u> 及びI L C推進局を除く。以下同じ。)の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。	3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第5条に規定する部局等(県土整備部及びI L C推進局を除く。以下同じ。)の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。
4 [略]	4 [略]
(幹事会)	(幹事会)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 幹事長は県土整備部河川港湾担当技監をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。	2 幹事長は県土整備部河川港湾担当技監をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(4)</u> <u>復興防災部復興危機管理室管理課長</u>
<u>(5)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
<u>(6)</u> [略]	<u>(6)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]
<u>(8)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]
<u>(9)</u> [略]	<u>(9)</u> [略]
<u>(10)</u> [略]	<u>(10)</u> [略]
<u>(11)</u> [略]	<u>(11)</u> [略]
<u>(12)</u> [略]	<u>(12)</u> [略]
<u>(13)</u> [略]	<u>(13)</u> [略]
<u>(14)</u> [略]	<u>(14)</u> [略]
<u>(15)</u> [略]	<u>(15)</u> [略]
<u>(16)</u> [略]	<u>(16)</u> [略]
<u>(17)</u> [略]	<u>(17)</u> [略]
<u>(18)</u> [略]	<u>(18)</u> [略]
3・4 [略]	3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(公印規程の一部改正)

第2条 公印規程（昭和30年岩手県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条、第8条関係）					別表（第2条、第8条関係）				
公印			管守機関	備考	公印			管守機関	備考
種類	ひな形	大きさ（ミリメートル）			種類	ひな形	大きさ（ミリメートル）		
[略]					[略]				
知事印	[略]		法務・情報公開課長並びに本庁各部局等の主管室課の管理課長（ <u>復興局にあっては、復興推進課総括課長</u> ）及び出納局総務課総括課長				法務・情報公開課長並びに本庁各部局等の主管室課の管理課長及び出納局総務課総括課長		
[略]					[略]				
本庁各部局等長等印	[略]		当該部局等の主管室課の管理課長（ <u>復興局にあっては、復興推進課総括課長</u> ）及び出納局総務課総括課長				当該部局等の主管室課の管理課長及び出納局総務課総括課長		
[略]					[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>総務部総合防災室等</u>に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り)</p> <p>第9条 <u>総務部総合防災室</u>、<u>県南広域振興局農政部北上農村整備センター</u>、食肉衛生検査所、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する者で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは</p>	<p>(<u>復興防災部消防安全課等</u>に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り)</p> <p>第9条 <u>復興防災部消防安全課</u>、<u>県南広域振興局農政部北上農村整備センター</u>、食肉衛生検査所、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する者で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。ただし、業務の都合上やむを得ないと</p>

<p>、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分の範囲内で、別に割り振ることができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>きは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分の範囲内で、別に割り振ることができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員服務規程の一部改正)

第4条 職員服務規程(昭和40年岩手県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>												
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="165 806 769 860">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 860 529 1196"> <p>3 本庁の室の職員(室長並びに地域企画監、<u>国際監</u>、<u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u>、医師支援推進監、競馬改革推進監及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。)</p> </td> <td data-bbox="529 860 769 1196">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1196 529 1630"> <p>4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</p> </td> <td data-bbox="529 1196 769 1630"> <p>総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、<u>国際監</u>、<u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u>、医師支援推進監、競馬改革推進監又は県産米戦略監</p> </td> </tr> </table>	[略]		<p>3 本庁の室の職員(室長並びに地域企画監、<u>国際監</u>、<u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u>、医師支援推進監、競馬改革推進監及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。)</p>	[略]	<p>4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</p>	<p>総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、<u>国際監</u>、<u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u>、医師支援推進監、競馬改革推進監又は県産米戦略監</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="855 806 1458 860">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 860 1219 1196"> <p>3 本庁の室の職員(室長並びに地域企画監、<u>医師支援推進監</u>、<u>競馬改革推進監</u>及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。)</p> </td> <td data-bbox="1219 860 1458 1196">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 1196 1219 1630"> <p>4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</p> </td> <td data-bbox="1219 1196 1458 1630"> <p>総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、<u>医師支援推進監</u>、<u>競馬改革推進監</u>又は<u>県産米戦略監</u></p> </td> </tr> </table>	[略]		<p>3 本庁の室の職員(室長並びに地域企画監、<u>医師支援推進監</u>、<u>競馬改革推進監</u>及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。)</p>	[略]	<p>4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</p>	<p>総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、<u>医師支援推進監</u>、<u>競馬改革推進監</u>又は<u>県産米戦略監</u></p>
[略]													
<p>3 本庁の室の職員(室長並びに地域企画監、<u>国際監</u>、<u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u>、医師支援推進監、競馬改革推進監及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。)</p>	[略]												
<p>4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</p>	<p>総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、<u>国際監</u>、<u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u>、医師支援推進監、競馬改革推進監又は県産米戦略監</p>												
[略]													
<p>3 本庁の室の職員(室長並びに地域企画監、<u>医師支援推進監</u>、<u>競馬改革推進監</u>及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。)</p>	[略]												
<p>4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</p>	<p>総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、<u>医師支援推進監</u>、<u>競馬改革推進監</u>又は<u>県産米戦略監</u></p>												
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="165 1630 769 1684">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1684 529 2058"> <p>6 広域振興局の室の職員(産業振興室長、納税室長、課税室長、県税室長、保健福祉室長及び農業振興室長、盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長及び県南広域振興局の農業改良普及室長以外の農業改良普及室長、県南広域</p> </td> <td data-bbox="529 1684 769 2058">[略]</td> </tr> </table>	[略]		<p>6 広域振興局の室の職員(産業振興室長、納税室長、課税室長、県税室長、保健福祉室長及び農業振興室長、盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長及び県南広域振興局の農業改良普及室長以外の農業改良普及室長、県南広域</p>	[略]	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="855 1630 1458 1684">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 1684 1219 2058"> <p>6 広域振興局の室の職員(<u>復興推進室長</u>、<u>産業振興室長</u>、納税室長、課税室長、県税室長、保健福祉室長及び農業振興室長、盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長及び県南広域振興局の農業改良普及室長以外の農業改良普及</p> </td> <td data-bbox="1219 1684 1458 2058">[略]</td> </tr> </table>	[略]		<p>6 広域振興局の室の職員(<u>復興推進室長</u>、<u>産業振興室長</u>、納税室長、課税室長、県税室長、保健福祉室長及び農業振興室長、盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長及び県南広域振興局の農業改良普及室長以外の農業改良普及</p>	[略]				
[略]													
<p>6 広域振興局の室の職員(産業振興室長、納税室長、課税室長、県税室長、保健福祉室長及び農業振興室長、盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長及び県南広域振興局の農業改良普及室長以外の農業改良普及室長、県南広域</p>	[略]												
[略]													
<p>6 広域振興局の室の職員(<u>復興推進室長</u>、<u>産業振興室長</u>、納税室長、課税室長、県税室長、保健福祉室長及び農業振興室長、盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長及び県南広域振興局の農業改良普及室長以外の農業改良普及</p>	[略]												

振興局農政部農村整備室長以外の農村整備室長、林務室長、管理用地室長、 <u>道路河川室長</u> 、 <u>建築住宅室長</u> 並びに普及サブセンター及び林務出張所の職員を除く。)	
7 広域振興局の地域振興センター、総務センター、県税センター、保健福祉環境センター、農林振興センター（普及サブセンター及び林務出張所を除く。）、農村整備センター、水産振興センター及び土木センター（整備事務所及び <u>ダム建設事務所</u> を除く。）の職員（5の項及び前項に掲げる職員を除く。）	[略]
8 広域振興局の職員で整備事務所、 <u>ダム建設事務所</u> 、普及サブセンター及び林務出張所の職員であるもの	整備事務所長、 <u>ダム建設事務所長</u> 、普及サブセンター所長又は林務出張所長
[略]	
10 [略]	[略]
[略]	
11 [略]	[略]
[略]	
16 [略]	[略]
16の2 東日本大震災津波伝承館の職員で館長、副館長及び総務課の職員（総務課長を除く。）以外のもの	副館長
16の3 東日本大震災津波伝承館の職員で総務課の職員（総務課長を除く。）	総務課長

室長、 <u>県南広域振興局農政部農村整備室長</u> 以外の農村整備室長、林務室長、管理用地室長、 <u>道路都市室長</u> 、 <u>流域治水室長</u> 、 <u>建築住宅室長</u> 並びに普及サブセンター及び林務出張所の職員を除く。)	
7 広域振興局の地域振興センター、総務センター、県税センター、保健福祉環境センター、農林振興センター（普及サブセンター及び林務出張所を除く。）、農村整備センター、水産振興センター及び土木センター（整備事務所を除く。）の職員（5の項及び前項に掲げる職員を除く。）	[略]
8 広域振興局の職員で整備事務所、普及サブセンター及び林務出張所の職員であるもの	整備事務所長、普及サブセンター所長又は林務出張所長
[略]	
10 [略]	[略]
10の2 東日本大震災津波伝承館の職員で館長、副館長及び総務課の職員（総務課長を除く。）以外のもの	副館長
10の3 東日本大震災津波伝承館の職員で総務課の職員（総務課長を除く。）	総務課長
11 [略]	[略]
[略]	
16 [略]	[略]

<u>務課長を除く。)</u>	
17 [略]	[略]
[略]	

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して秘書課、総務室、企画室若しくはILC推進局企画総務課の管理課長、復興局復興推進課総括課長、出納局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

(当直管理者)

第20条 当直に関する事務は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「当直管理者」という。）がそれぞれ管理する。

(1) 本庁 総合防災室長

(2)・(3) [略]

2 [略]

(非常事態の措置)

第30条 当直員は、県若しくは職員に関する重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその付近に火災その他の災害が発生したときは、次に掲げる者にその掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。

(1) [略]

(2) 総務部長及び当該事件に最も関係の深い部局等の長又は出納局長

(3)・(4) [略]

2 [略]

17 [略]	[略]
[略]	

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して秘書課、総務室、復興危機管理室、企画室若しくはILC推進局企画総務課の管理課長、出納局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

(当直管理者)

第20条 当直に関する事務は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「当直管理者」という。）がそれぞれ管理する。

(1) 本庁 防災課総括課長

(2)・(3) [略]

2 [略]

(非常事態の措置)

第30条 当直員は、県若しくは職員に関する重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその付近に火災その他の災害が発生したときは、次に掲げる者にその掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。

(1) [略]

(2) 復興防災部長及び当該事件に最も関係の深い部局等の長又は出納局長

(3)・(4) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(道路監理員規程の一部改正)

第5条 道路監理員規程（昭和46年岩手県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(道路監理員)</p> <p>第2条 道路監理員は、県土整備部道路環境課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる部又は所に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部又は所</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">広域振興局土木部</td> <td>部長、管理用地室長、<u>道路河川室長</u>、調整課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部又は所	職 員	広域振興局土木部	部長、管理用地室長、 <u>道路河川室長</u> 、調整課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	[略]		<p>(道路監理員)</p> <p>第2条 道路監理員は、県土整備部道路環境課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる部又は所に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部又は所</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">広域振興局土木部</td> <td>部長、管理用地室長、<u>道路都市室長</u>、調整課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部又は所	職 員	広域振興局土木部	部長、管理用地室長、 <u>道路都市室長</u> 、調整課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	[略]	
部又は所	職 員												
広域振興局土木部	部長、管理用地室長、 <u>道路河川室長</u> 、調整課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員												
[略]													
部又は所	職 員												
広域振興局土木部	部長、管理用地室長、 <u>道路都市室長</u> 、調整課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員												
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

(河川監理員規程の一部改正)

第6条 河川監理員規程（昭和46年岩手県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(河川監理員)</p> <p>第2条 河川監理員は、県土整備部河川課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる部又は所に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部又は所</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">広域振興局土木部</td> <td>部長、管理用地室長、<u>道路河川室長</u>、調整課長、管理課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>広域振興局土木部のダム管理事務所、<u>ダム建設事務所</u>及び土木センター整備事務所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部又は所	職 員	広域振興局土木部	部長、管理用地室長、 <u>道路河川室長</u> 、調整課長、管理課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	[略]		広域振興局土木部のダム管理事務所、 <u>ダム建設事務所</u> 及び土木センター整備事務所	[略]	<p>(河川監理員)</p> <p>第2条 河川監理員は、県土整備部河川課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる部又は所に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部又は所</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">広域振興局土木部</td> <td>部長、管理用地室長、<u>流域治水室長</u>、調整課長、管理課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>広域振興局土木部のダム管理事務所及び土木センター整備事務所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部又は所	職 員	広域振興局土木部	部長、管理用地室長、 <u>流域治水室長</u> 、調整課長、管理課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	[略]		広域振興局土木部のダム管理事務所及び土木センター整備事務所	[略]
部又は所	職 員																
広域振興局土木部	部長、管理用地室長、 <u>道路河川室長</u> 、調整課長、管理課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員																
[略]																	
広域振興局土木部のダム管理事務所、 <u>ダム建設事務所</u> 及び土木センター整備事務所	[略]																
部又は所	職 員																
広域振興局土木部	部長、管理用地室長、 <u>流域治水室長</u> 、調整課長、管理課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員																
[略]																	
広域振興局土木部のダム管理事務所及び土木センター整備事務所	[略]																
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

(広域振興局土木関係事務処理規程の一部改正)

第7条 広域振興局土木関係事務処理規程（昭和53年岩手県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(備付帳簿)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>広域振興局土木部のダム建設事務所長及び土木センター整備事務所長</u>は、第1項第1号から第5号まで、第10号及び第11号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>第5条 広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、土木センター整備事務所、<u>ダム管理事務所及びダム建設事務所</u>の長は、請負工事については、工事箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>2 広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、土木センター整備事務所、<u>ダム管理事務所及びダム建設事務所</u>の長は、工事材料を支給する場合には、工事材料受払簿を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>(他公所に対する準用)</p> <p>第10条 第2条第1項第1号から第4号まで、第3条から第5条まで及び第7条の規定は北上川上流流域下水道事務所の事務処理について、第2条第1項第1号、第2号及び第4号、第3条から第5条まで並びに第7条の規定は花巻空港事務所の事務処理について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「<u>広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長</u>」とあり、「<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）」とあり、「局長」とあり、及び「<u>広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、土木センター整備事務所、ダム管理事務所及びダム建設事務所</u>の長」とあるのは、「<u>所長</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(備付帳簿)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>広域振興局土木部土木センター整備事務所長</u>は、第1項第1号から第5号まで、第10号及び第11号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>第5条 広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、土木センター整備事務所<u>及びダム管理事務所</u>の長は、請負工事については、工事箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>2 広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、土木センター整備事務所<u>及びダム管理事務所</u>の長は、工事材料を支給する場合には、工事材料受払簿を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>(他公所に対する準用)</p> <p>第10条 第2条第1項第1号から第4号まで、第3条から第5条まで及び第7条の規定は北上川上流流域下水道事務所の事務処理について、第2条第1項第1号、第2号及び第4号、第3条から第5条まで並びに第7条の規定は花巻空港事務所の事務処理について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「<u>広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長</u>」とあり、「<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）」とあり、「局長」とあり、及び「<u>広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、土木センター整備事務所及びダム管理事務所</u>の長」とあるのは、「<u>所長</u>」と読み替えるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(行政文書管理規程の一部改正)

第8条 行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
<p>別表（第31条関係）</p> <p style="text-align: center;">文書記号</p> <p>1 本庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部局等</th> <th style="width: 40%;">課 等</th> <th style="width: 40%;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管財課</td> <td>管</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>総合防災室</u></td> <td><u>総防</u></td> </tr> </tbody> </table>	部局等	課 等	記 号	[略]			総務部	[略]	[略]		管財課	管		<u>総合防災室</u>	<u>総防</u>	<p>別表（第31条関係）</p> <p style="text-align: center;">文書記号</p> <p>1 本庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部局等</th> <th style="width: 40%;">課 等</th> <th style="width: 40%;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管財課</td> <td>管</td> </tr> </tbody> </table>	部局等	課 等	記 号	[略]			総務部	[略]	[略]		管財課	管
部局等	課 等	記 号																										
[略]																												
総務部	[略]	[略]																										
	管財課	管																										
	<u>総合防災室</u>	<u>総防</u>																										
部局等	課 等	記 号																										
[略]																												
総務部	[略]	[略]																										
	管財課	管																										

	総務事務センター	総事
ふるさと振興部	[略] 科学・情報政策室 <u>台風災害復旧復興推進室</u>	[略] 科情 台
[略]		
県土整備部	[略]	
復興局	<u>復興推進課</u> <u>まちづくり・産業再生課</u> <u>生活再建課</u> <u>震災津波伝承課</u>	<u>復</u> <u>ま産</u> <u>生再</u> <u>震伝</u>
ILC推進局	[略]	
[略]		

2 出先機関

区分	公署	記号	
[略]			
広域振興局以外の出先機関	総務部に属する出先機関	岩手県東京事務所 <u>岩手県消防学校</u>	岩東事 <u>消学</u>
	政策地域部に属する出先機関	[略]	
	[略]		
	県土整備部に属する出先機関	[略]	
	復興局に属する出先機関	<u>東日本大震災津波伝承館</u>	<u>東伝</u>
[略]			

	総務事務センター	総事
復興防災部	<u>復興危機管理室</u> <u>復興推進課</u> <u>復興くらし再建課</u> 防災課 消防安全課	<u>復危</u> <u>復推</u> <u>復く</u> <u>防</u> <u>消安</u>
ふるさと振興部	[略] 科学・情報政策室	[略] 科情
[略]		
県土整備部	[略]	
ILC推進局	[略]	
[略]		

2 出先機関

区分	公署	記号	
[略]			
広域振興局以外の出先機関	総務部に属する出先機関	岩手県東京事務所	岩東事
	復興防災部に属する出先機関	<u>東日本大震災津波伝承館</u> <u>岩手県消防学校</u>	<u>東伝</u> <u>消学</u>
	ふるさと振興部に属する出先機関	[略]	
	[略]		
	県土整備部に属する出先機関	[略]	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。